

特別職の就任について

監査委員の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

監査委員

監査委員 高品 彰 氏の任期満了に伴い、その後任として、高品 彰 氏を再任します。

	氏名	任期
就任者	たかしな 高品 彰	令和5年6月1日～令和9年5月31日
【参考】 退任者	たかしな 高品 彰	令和元年6月1日～令和5年5月31日

※ 本会議終了60分後より、市長応接室（市庁舎8階）にて、就任者への辞令交付式を予定しています。（冒頭取材可能です。）

【参 考】

◆地方自治法【昭和22年4月法律第67号】（抜粋）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

お問合せ先

総務局人事課長 喜多 麻子 Tel 045-671-2055